

# イオン綾川ショッピングセンター

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年3月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成19年11月1日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン綾川ショッピングセンター 綾歌郡綾川町萱原字下所824番1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により綾川町から聴取した意見の概要
  - ・ 工事施工中の学童の通学等に十分気をつけ、警備員等を配置すること。店舗の営業開始に伴い、交通量や人の増加が考えられるので、児童・生徒の登下校時の安全確保に努めること。また、店内での巡回等を行い、児童・生徒の安全対策や夜間等の安全指導に努めること。
  - ・ 地域周辺の交通渋滞を招かないような誘導表示、交通整理員の適切な配置をするなどの円滑な交通の確保に努めること。
  - ・ 光害面にも配慮すること。
  - ・ 産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分を明確にすると共に、資源ごみの分別化を図ること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び綾川町経済課
縦覧期間	平成20年3月14日（金曜日）から同年4月14日（月曜日）まで